

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例をここに公布する。

静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例

次代をになう青少年が、心身ともに健やかに成長することは、すべての人の念願であつて、青少年は人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境のなかで育てられなければならない。

このために、県民は今日まで絶えまない努力を続けてきた。しかしながら、現代の社会環境は必ずしも満足すべき状態とは言えない。よつて、県民は、青少年に対し深い関心と愛情を持ち、青少年が近代社会人としての人間形成ができるよう、良好な環境を整備し、青少年の健全な育成を図らなければならない。

ここに、新たな自覚と決意のもとにこの条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全な育成を図るため、良好な環境を整備することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例を適用するに当つては、県民の権利及び自由を不当に制限しないよう留意しなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満18歳に達するまでの者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、青少年を現に監護するものをいう。
- (3) 興行 映画、演劇、音楽、演芸、紙芝居、見せ物その他これらに類するものを公衆に見せ、又は聴かせることをいう。
- (4) 図書類 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、映写用の映画フィルム及びスライドフィルム並びにビデオディスク、録画テープ、録音盤、録音テープ、フロッピーディスク、シー・ディー・ロム、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。)による記録に係る記録媒体をいう。
- (5) 自動販売機 物品の販売に従事する者と客とが直接対面することなく、当該販売をすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものを含む。)をいう。
- (6) 自動貸出機 物品の貸付けに従事する者と客とが直接対面することなく、当該貸付けをすることができる機器(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものを含む。)をいう。
- (7) 玩具類等 玩具類及び刃物その他の器具類(銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第2条第1項に規定する銃砲、同条第2項に規定する刀剣類及び同法第3条第1項に規定するクロスボウを除く。)をいう。
- (8) 広告物 屋外又は屋内で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。
- (9) テレホンクラブ等営業 店舗型電話異性紹介営業(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業をいう。)及び無店舗型電話異性紹介営業(同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業をいう。以下同じ。)をいう。
- (10) 利用カード テレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するために必要な電話番号、会員番号、暗証番号等の情報が記載されているカードその他の物品であつて、提供される役務の数量に応ずる対価を得て発行されるものをいう。

(全部改正〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例63号・18年56号・21年18号・令和4年21号〕)

(県民の責務)

第4条 すべて県民は、青少年の健全な育成を図るため、常に良好な環境を整備するように努め、これを阻害するおそれのある環境から青少年を保護しなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、その監護する青少年を正しくあたたかい環境で心身ともに健やかに育成するよう努めなければならない。

(県の任務)

第6条 県は、青少年のための施設の整備を図る等青少年の健全な育成のための施策を行うものとする。

2 県は、青少年の健全な育成のための事業を行う市町及び団体に対し、必要な援助をするよう努めるものとする。

(一部改正〔昭和52年条例26号・平成18年56号〕)

(市町の協力)

第6条の2 市町は、県が行う青少年の健全な育成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(追加〔昭和52年条例26号〕、一部改正〔平成18年条例56号〕)

(優良興行及び優良図書類の推奨)

第7条 知事は、興行又は図書類の内容が青少年の健全な育成のために特に有益であると認めるときは、これを推奨することができる。

2 知事は、前項の規定による推奨をしたときは、その旨を県の公報で公示しなければならない。

(一部改正〔昭和52年条例26号・平成5年22号・8年39号〕)

(優良環境の推奨)

第8条 知事は、自然環境又は社会環境で青少年の健全な育成のために特に有益なものであると認めるときは、これを推奨することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(有害興行を行う興行場への入場の制限及び有害図書類の販売等の禁止)

第9条 知事は、興行又は図書類の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、著しく犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、これを青少年に観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該興行又は図書類を有害な興行又は有害な図書類として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該興行を行う興行場を経営する者若しくは当該興行を主催する者又は当該図書類の販売若しくは貸付けを業とする者に通知することによって公示に代えることができる。

3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。

4 第1項の規定にかかわらず、興行を製作し、又は主催する者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の観覧を不適当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているものは、有害な興行とする。

5 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、有害な図書類とする。

(1) 書籍又は雑誌であつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を、被写体とした写真(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。以下同じ。)若しくはその複製物又は描写した絵を掲載するページ(表紙を含む。以下この号において同じ。)の数が、20ページ以上であるもの又は当該書籍若しくは雑誌のページの総数(第10項又は第10条の7第1項若しくは第2項の規定による規制を免れる目的で、既に発行されている書籍又は雑誌に他の印刷物又は白紙を合わせて編てつしていると認められる場合は、当該印刷物又は白紙のページの数を除くものとする。)の5分の1以上を占めるもの

(2) ビデオディスク、録画テープ、ディー・ブイ・ディーその他の電磁的方法による記録に係る記録媒体であつて、別表に掲げる姿態又は行為の場面の描写(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしているものを含む。)の時間が合わせて3分間を超えるもの

(3) 図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体で知事の指定を受けたものが審査し、青少年の観覧、視聴又は聴取を不適当と認めたものであつて、当該団体が定める方法によりその旨が表示されているもの

6 知事は、第4項又は前項第3号の指定をするときは、当該団体の名称及び当該団体が青少年の観覧又は閲覧、視聴若しくは聴取を不適当と認めた興行又は図書類を表示する方法を県の公報で公示しなければならない。

7 第4項又は第5項第3号の指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

8 興行場を経営する者又は興行を主催する者(以下「興行場経営者等」という。)は、第1項の規定により指定された有害な興行又は第4項に規定する有害な興行(以下これらを「有害興行」という。)を行つている場所に青少年を入場させてはならない。

9 興行場経営者等は、有害興行を行うときは、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所には有害興行である旨及び青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。

10 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害な図書類又は第5項に規定する有害な図書類(以下これらを「有害図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

11 何人も、青少年に対し、有害興行又は有害図書類を観覧させ、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させてはならない。

(一部改正〔昭和41年条例48号・52年26号・56年18号・平成4年29号・5年22号・8年39号・13年63号・18年56号・21年18号・令和4年21号〕)

(有害図書類の陳列場所の区分等)

第9条の2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、当該有害図書類を他の図書類と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。

2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類の陳列場所に、当該有害図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をしなければならない。

3 前2項の規定は、次に掲げる場所(以下「青少年入場禁止場所」という。)において図書類の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業(同項第5号の営業を除く。)に係る営業所

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る営業所
- (3) テレホンクラブ等営業(無店舗型電話異性紹介営業を除く。)に係る営業所
- (4) 有害興行を行つている場所
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反している者に対し、有害図書類の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- 5 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (追加〔平成5年条例22号〕、一部改正〔平成8年条例39号・10年41号・11年33号・13年63号・18年56号・27年64号〕)

(不健全図書類の販売等の自主規制)

- 第9条の3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類(有害図書類を除く。以下「不健全図書類」という。)を青少年に販売し、頒布し、若しくは貸し付け、又は閲覧させ、視聴させ、若しくは聴取させないよう努めなければならない。
- 2 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、不健全図書類を陳列するときは、当該不健全図書類を他の図書類(有害図書類を除く。)と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければならない。
- 3 図書類の販売又は貸付けを業とする者は、前2項に規定する措置をとつたときは、不健全図書類の陳列場所に、当該不健全図書類を青少年が購入し、若しくは借り受け、又は閲覧し、視聴し、若しくは聴取することができない旨の掲示をするよう努めなければならない。
- (追加〔平成21年条例18号〕)

(有害がん具類等の販売等の禁止)

- 第10条 知事は、がん具類等の構造及び機能が著しく性的感情を刺激し、又は人体若しくは財産に危害を及ぼすおそれがあるため、青少年に所持させることがその健全な育成を阻害すると認めるときは、当該がん具類等を有害ながん具類等として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 4 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、第1項の規定により指定された有害ながん具類等(以下「有害がん具類等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。
- 5 何人も、青少年に対し、業務その他正当な理由がある場合を除き、有害がん具類等を所持させてはならない。
- (一部改正〔昭和41年条例48号・52年26号・平成5年22号・8年39号〕)

(有害がん具類等の陳列場所の区分等)

- 第10条の2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等を陳列するときは、当該有害がん具類等を他のがん具類等と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置かなければならない。
- 2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害がん具類等の陳列場所に、当該有害がん具類等を青少年が購入し、又は借り受けることができない旨の掲示をしなければならない。
- 3 前2項の規定は、青少年入場禁止場所においてがん具類等の販売又は貸付けを行う場合は、適用しない。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反している者に対し、期限を定めて、有害がん具類等の陳列場所を変更し、若しくは陳列方法を改善し、又は同項の掲示をすべきことを勧告することができる。
- (追加〔平成21年条例18号〕)

(不健全がん具類等の販売等の自主規制)

- 第10条の3 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるがん具類等(有害がん具類等を除く。以下「不健全がん具類等」という。)を青少年に販売し、又は貸し付けないよう努めなければならない。
- 2 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、不健全がん具類等を陳列するときは、当該不健全がん具類等を他のがん具類等(有害がん具類等を除く。)と区分し、店内の容易に監視することができる場所に置くよう努めなければならない。
- 3 がん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、前2項に規定する措置をとつたときは、不健全がん具類等の陳列場所に、当該不健全がん具類等を青少年が購入し、又は借り受けることができない旨の掲示をするよう努めなければならない。
- (追加〔平成21年条例18号〕)

(自動販売機等による物品の販売等の自主規制)

- 第10条の4 自動販売機又は自動貸出機(以下「自動販売機等」という。)による物品の販売又は貸付けの業を行う者は、青少年の健全な育成を阻害するおそれがないよう自動販売機等に収納する物品及び自動販売機等による販売又は貸付けの方法について、適切な配慮をするように努めなければならない。
- 2 図書類又は玩具類等の販売又は貸付けを業とする者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートルの区域内においては、不健全図書類又は不健全玩具類等を収納する自動販売機等を設置しないよう努めなければならない。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校(高等課程又は一般課程を置くものに限る。)
- (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第2項に規定する指定施設
- (6) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (7) 前各号に掲げるもののほか、多数の青少年の利用に供される施設で規則で定めるもの  
(全部改正〔昭和56年条例18号〕、一部改正〔平成8年条例39号・18年56号・19年69号・21年18号・令和5年14号〕)

(自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売等の届出)

第10条の5 自動販売機等による図書類又はがん具類等(性的感情を刺激するがん具類等で、性具その他の性的な行為の用に供するがん具類等及び性器を模したがん具類等に限る。)の販売又は貸付けの業を行おうとする者は、あらかじめ、自動販売機等ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機等の機種及び製造番号
- (3) 自動販売機等の設置場所
- (4) 次条第1項に規定する自動販売機等管理者の住所及び氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、回項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成21年条例18号〕)

(自動販売機等管理者の設置)

第10条の6 自動販売機等による図書類又は玩具類等の販売又は貸付けの業を行う者(以下「自動販売等業者」という。)は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等の管理を行う者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。

2 自動販売機等管理者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 満18歳に達していること。
- (2) 自動販売機等の設置場所が属する市町の区域内に住所を有していること。
- (3) 自動販売機等から図書類又は玩具類等を撤去することができること。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成12年条例31号・18年56号・21年18号・令和2年30号・4年21号〕)

(有害図書類等の自動販売機等への収納の制限等)

第10条の7 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害図書類又は有害がん具類等を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売等業者又は自動販売機等管理者は、その使用し、又は管理する自動販売機等に収納されている図書類又はがん具類等が第9条第1項の規定により有害な図書類として指定され、又は第10条第1項の規定により有害ながん具類等として指定されたときは、当該指定があつた日から起算して5日以内に当該図書類又はがん具類等を自動販売機等から撤去しなければならない。

3 自動販売等業者は、その使用する自動販売機等の見やすい箇所に、自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定に違反して自動販売機等に有害図書類又は有害がん具類等を収納している自動販売等業者又は当該自動販売機等の自動販売機等管理者に対し、期限を定めて、当該有害図書類又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(全部改正〔昭和56年条例18号〕、一部改正〔平成5年条例22号・8年39号・18年56号・21年18号〕)

(自動販売機等に係る規制の適用除外)

第10条の8 前3条の規定は、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機等については、適用しない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成21年条例18号〕)

(推奨及び指定の取消し)

第11条 知事は、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨又は第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項若しくは次条第1項の指定をした場合において、当該推奨又は指定をした理由がなくなつたと認めるときは、これを取り消すことができる。

2 前項の場合には、第7条第1項又は第8条第1項の推奨にあつては第7条第2項の規定を、第9条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、同条第4項又は第5項第3号の指定にあつては同条第6項及び第7項の規定を、

第10条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を、次条第1項の指定にあつては同条第2項及び第3項の規定を準用する。

(一部改正〔昭和41年条例48号・52年26号・令和4年21号〕)

(有害広告物の表示の禁止)

第12条 知事は、屋外又は屋内で公衆に表示された広告物の内容が著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は著しく道義心を傷つけるため、青少年の健全な育成を阻害すると認めるときは、当該内容の広告物を有害な広告物として指定することができる。

- 2 知事は、前項の規定による指定をするときは、その旨及び理由を県の公報で公示しなければならない。ただし、緊急を要するときは、当該広告物の広告主又は管理者に通知することによつて公示に代えることができる。
- 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示又は通知によつてその効力を生ずる。
- 4 広告主又は広告物の管理者は、第1項の規定により指定された有害な広告物(以下「有害広告物」という。)を公衆に表示してはならない。

(全部改正〔昭和41年条例48号〕、一部改正〔平成5年条例22号・8年39号〕)

(有害広告ビラの頒布の制限)

第12条の2 図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、青少年に対し、図書類又はがん具類等に係る広告を目的とするビラその他これに類するものであつて、別表に掲げる姿態若しくは行為を被写体とした写真又はその複製物を掲載するもの(以下「有害広告ビラ」という。)を頒布し、又は頒布させてはならない。

- 2 前項の規定によるほか、図書類又はがん具類等の販売又は貸付けを業とする者は、有害広告ビラを頒布し、又は頒布させるに当たっては、その内容を青少年が容易に知ることができない措置を講じなければならない。
- 3 職員(知事の指定した者に限る。)又は警察官は、青少年に対して有害広告ビラを頒布している者があるときは、その者に対し、当該頒布行為の中止を命ずることができる。
- 4 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(追加〔平成8年条例39号〕)

(県民の努力義務)

第13条 すべて県民は、青少年がテレホンクラブ等営業を営む者の提供する役務を利用するためテレホンクラブ等営業を営む者に電話をかけ、又はテレホンクラブ等営業(無店舗型電話異性紹介営業を除く。)に係る営業所に立ち入らないよう努めなければならない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例63号・18年56号〕)

(利用カード等の販売等の制限)

第13条の2 何人も、青少年に対し、利用カードを販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない。

- 2 何人も、前項の規定によるほか、青少年に対し、テレホンクラブ等営業を営む者が提供する役務で対価を得て提供するものを利用するために必要な電話番号、会員番号及び暗証番号その他これに類する情報を提供してはならない。
- 3 何人も、自動販売機に利用カードを収納し、又は自動販売機により利用カードを発行してはならない。ただし、青少年入場禁止場所に設置されている自動販売機については、この限りでない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例63号〕)

(自動販売機による利用カードの販売の届出)

第13条の3 青少年入場禁止場所において自動販売機による利用カードの販売の業を行おうとする者(自動販売機による利用カードの販売を自ら行おうとするテレホンクラブ等営業を営む者を含む。)は、あらかじめ、自動販売機ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 自動販売機の機種及び製造番号
- (3) 自動販売機の設置場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、同項各号(第2号を除く。)に掲げる事項に変更があつたとき、又は当該届出に係る自動販売機による利用カードの販売を廃止したときは、当該変更又は廃止の日から10日以内に、規則で定めるところにより、変更又は廃止に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者(自動販売機による利用カードの販売を自ら行うテレホンクラブ等営業を営む者を含む。)は、その使用する自動販売機の見やすい箇所に、自己の住所、氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)及び連絡先その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例63号・18年56号〕)

(質物の受入れ及び古物等の買受けの制限)

第14条 質屋(質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋をいう。以下同じ。)又は古物商(古物営業法(昭和24年法律第108号)第2条第3項に規定する古物商をいう。以下同じ。)若しくは金属くず商等(静岡県金属くず営業条例(昭和32年静岡県条例第51号)第2条第2項及び第3項に規定する金属くず商及び金属くず行商をいう。以下同じ。)は、青少年から物品若しくは有価証券を質に取つて金銭を貸し付け、又は古物若しくは金属

くずを買い受けてはならない。ただし、当該青少年が保護者の委託を受け、又は同意を得たと認められる場合は、この限りでない。

(一部改正〔平成7年条例48号・18年56号〕)

<sup>いん</sup>  
(淫行及びわいせつ行為の禁止)

第14条の2 何人も、青少年に対し、<sup>いん</sup>淫行又はわいせつ行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

(追加〔昭和53年条例20号〕)

(入れ墨の禁止)

第14条の3 何人も、青少年に対し、入れ墨をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を勧誘し、又は周旋してはならない。

(追加〔昭和59年条例31号〕)

(着用済み下着等の譲受け等の禁止)

第14条の4 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年に対し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該青少年から着用済み下着等(青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿をいい、青少年がこれらに該当すると称したものを含む。以下この条において同じ。)を譲り受けること。

(2) 青少年から着用済み下着等の売却の委託を受けること。

(3) 青少年に着用済み下着等の売却の相手方を紹介すること。

(4) 青少年に着用済み下着等を売却するように勧誘すること。

(追加〔平成22年条例56号〕)

(児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止)

第14条の5 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ及び同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。

(追加〔令和2年条例30号〕)

(場所の提供及び周旋の禁止)

第15条 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してされ、又は青少年がこれらの行為をすることを知つて、その場所の提供又は周旋をしてはならない。

<sup>いん</sup>  
(1) 淫行又はわいせつ行為

(2) 入れ墨

(3) 第14条の4第1号から第3号までに規定する行為

(4) 飲酒又は喫煙

(5) 暴力行為

(6) とばく行為

(7) 麻薬、覚せい剤又は大麻を使用する行為

(8) 前号に掲げるもののほか、催眠、興奮、幻覚、麻酔等の作用を有する薬品及びこれを含む物で、規則で定めるものをみだりに使用する行為

(全部改正〔昭和51年条例52号〕、一部改正〔昭和59年条例31号・平成8年39号・22年56号・令和2年30号〕)

(深夜外出の制限等)

第16条 保護者は、その監護する青少年を深夜(午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下同じ。)に外出させないように努めなければならない。ただし、通勤、通学その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

2 何人も、保護者の委託を受けず、又はその承諾を得ないで、深夜に青少年を同行して外出してはならない。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 次に掲げる施設を経営する者及び興行場経営者等は、深夜において、当該施設又は興行を行う場所に青少年を入場させてはならない。

(1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

(2) 設備を設けて客に主にインターネットの利用又は図書類の閲覧若しくは観覧を行わせる施設

(3) 設備を設けて客にボウリングを行わせる施設

(4) スロットマシン、テレビゲーム機その他の遊技設備により客に遊技をさせる施設(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号に規定する営業を行う施設並びに風俗営業等の規制及び

業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第1条に規定する施設(同条第2号に掲げる施設を除く。)を除く。)

- 4 前項各号に掲げる施設を経営する者及び興行場経営者等は、規則で定めるところにより、入場しようとする者が見やすい箇所に、深夜において青少年の入場を禁ずる旨を掲示しなければならない。
- 5 深夜に営業を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年(保護者が同行しているもの及び保護者の委託を受け、又はその承諾を得た者が同行しているものを除く。)に対し、帰宅を促すよう努めなければならない。

(一部改正〔昭和41年条例48号・平成4年29号・8年39号・18年56号・27年64号〕)

(射幸心をそそる遊技場への入場に係る保護者の努力義務)

第16条の2 保護者は、その監護する青少年がぱちんこ屋、スマートボール場、射的場、まあじやん屋その他の遊技場で設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせるものに入場させないように努めなければならない。

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成18年条例56号〕)

(インターネット上の情報利用等に係る保護者、事業者等の努力義務)

第16条の3 保護者並びに学校及び青少年の職場の関係者は、インターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について自ら理解を深め、インターネットの利用により得られる情報で、その内容の全部又は一部が青少年の健全な育成を阻害すると認められるもの(以下「阻害情報」という。)に対する青少年の判断能力の育成に努めなければならない。

- 2 インターネットを利用することができる端末設備(以下単に「端末設備」という。)を青少年の利用に供する者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング(インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することをいう。以下同じ。)の機能を有するソフトウェアの利用その他の適切な方法により、阻害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することを防止するよう努めなければならない。
- 3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者(特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。)は、その事業活動を行うに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他の青少年がインターネットの利用により阻害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

(追加〔平成18年条例56号〕)

(携帯電話端末等による有害情報の閲覧防止措置)

第16条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成20年法律第79号。以下「整備法」という。)第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。)の提供を受ける場合には、フィルタリングサービス(同条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)を利用させるとともに、当該青少年が特定携帯電話端末等(整備法第16条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。)を使用する場合には、フィルタリング有効化措置(同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。)が講ぜられた特定携帯電話端末等を使用させるように努めなければならない。

- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等(整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。)は、整備法第14条の規定により青少年又はその保護者に対し同条に規定する事項を説明するときは、併せて、青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪に巻き込まれるおそれがあることその他規則で定める事項を説明するとともに、これらの事項を記載し、又は記録した説明書又は電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。
- 3 保護者は、整備法第15条ただし書の規定によりフィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者(整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。)に提出し、又は提供しなければならない。
- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けた場合に限り、フィルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該役務の提供に関する契約が終了する日又は当該役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくは当該書面に係る電磁的記録又は同項の電磁的記録を保存しなければならない。
- 5 保護者は、整備法第16条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をするときは、保護者が当該青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用状況を適切に把握することにより当該青少年が有害情報を閲覧することがないようにすることその他の規則で定める理由その他規則で定める事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に提出し、又は提供しなければならない。

- 6 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、前項の書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けた場合に限りに、フィルタリング有効化措置を講ずることなく特定携帯電話端末等を販売することができる。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、当該特定携帯電話端末等に係る携帯電話インターネット接続役務の提供に関する契約が終了する日又は当該役務の提供を受ける青少年が満18歳に達する日のいずれか早い日までの間、同項の書面若しくは当該書面に係る電磁的記録又は同項の電磁的記録を保存しなければならない。
- 7 知事は、第2項、第3項及び第5項の規定の施行に必要な限度において、保護者に対し、これらの規定による措置の実施状況その他必要な事項について、報告をさせることができる。
- 8 知事は、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が第2項、第4項又は第6項の規定に違反しているとき、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 9 知事は、前項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続役務提供事業者等が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することができる。

(追加〔平成22年条例56号〕、一部改正〔平成30年条例36号・58号・令和2年30号〕)

(報告及び立入調査等)

第17条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次に掲げる者に対し、その業務に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

- (1) 興行場経営者等
  - (2) 図書類の販売又は貸付けを業とする者
  - (3) がん具類等の販売又は貸付けを業とする者
  - (4) 有害広告物の広告主又は管理者
  - (5) 自動販売機による利用カードの販売の業を行う者
  - (6) 質屋又は古物商若しくは金属くず商等
  - (7) 第16条第3項各号に掲げる施設を経営する者
  - (8) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等
- 2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定した職員又は警察官に、営業時間内において、前項各号に掲げる者の営業所又は同項第2号、第3号若しくは第5号に掲げる者の使用する自動販売機等の設置場所に立ち入り、調査させ、関係者に質問させ、又は関係者から資料の提出を求めさせることができる。
  - 3 前項の規定により立入調査等をする職員又は警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(全部改正〔平成8年条例39号〕、一部改正〔平成13年条例63号・18年56号・22年56号〕)

(審議会への諮問等)

第18条 知事は、次に掲げる場合においては、静岡県附属機関設置条例(昭和27年静岡県条例第60号)第1条の規定により設置された静岡県青少年環境整備審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 第7条第1項又は第8条第1項の規定による推奨をしようとするとき。
  - (2) 第9条第1項、第4項若しくは第5項第3号、第10条第1項又は第12条第1項の規定による指定をしようとするとき。
  - (3) 第11条第1項の規定による取消しをしようとするとき。
- 2 知事は、前項ただし書の規定により、審議会の意見を聴かないで推奨、指定又は取消しをしたときは、速やかに、審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔昭和41年条例48号・平成8年39号・13年63号・18年56号・令和4年21号〕)

(一般からの申出)

第19条 何人も、第7条第1項若しくは第8条第1項の推奨、第9条第1項、第10条第1項若しくは第12条第1項の指定又は第11条第1項(第9条第4項及び第5項第3号に係る部分を除く。)の取消しをすることが適当であると認めるときは、知事に対し、その旨を要請することができる。

(一部改正〔昭和41年条例48号・令和4年21号〕)

第20条 削除

(〔昭和52年条例26号〕)

(罰則)

第21条 第14条の2第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 第14条の3の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 3 第10条の7第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
  - (1) 第9条第10項の規定に違反した者
  - (2) 第10条第4項の規定に違反した者



- (3) 第10条の5第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (4) 第10条の7第2項の規定に違反した者
  - (5) 第10条の7第4項の規定による命令に従わなかつた者
  - (6) 第12条第4項の規定に違反した者
  - (7) 第12条の2第1項の規定に違反した者
  - (8) 第12条の2第3項の規定による命令に従わなかつた者
  - (9) 第13条の2の規定に違反した者
  - (10) 第14条の2第2項の規定に違反した者
  - (11) 第14条の4の規定に違反した者
  - (12) 第14条の5の規定に違反した者であつて、次のいずれかに該当するもの
    - ア 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
    - イ 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めた者
  - (13) 第15条の規定に違反した者
- 5 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第8項の規定に違反した者
  - (2) 第9条の2第5項の規定による命令に従わなかつた者
  - (3) 第10条の5第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (4) 第13条の3第1項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (5) 第16条第3項の規定に違反した者
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。
- (1) 第13条の3第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者
  - (2) 第14条の規定に違反した者
  - (3) 第16条第2項の規定に違反した者
  - (4) 第17条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同条第2項の規定による立入り、調査、質問若しくは資料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、質問に対して虚偽の陳述をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- 7 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。
- (1) 第9条第9項の規定に違反した者
  - (2) 第9条の2第2項の規定に違反した者
  - (3) 第16条第4項の規定に違反した者
- 8 第14条の2から第15条までに規定する行為をした者は、青少年の年齢を知らないことを理由として、第1項、第2項及び第4項第10号から第13号までの規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(一部改正〔昭和41年条例48号・52年26号・53年20号・56年18号・59年31号・平成4年29号・5年22号・8年39号・13年63号・18年56号・21年18号・22年56号・令和2年30号・4年21号〕)

(両罰規定)

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(一部改正〔平成8年条例39号・18年56号〕)

(罰則の適用除外)

第23条 この条例の罰則は、青少年に対しては適用しない。この条例に違反する行為をした時において青少年であつた者についても同様とする。

(追加〔令和4年条例21号〕)

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和4年条例21号〕)

附 則

この条例は、昭和37年1月1日から施行する。

附 則(昭和41年10月14日条例第48号)

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則(昭和51年7月20日条例第52号)

この条例は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則(昭和52年8月1日条例第26号)

この条例は、昭和52年9月1日から施行する。

附 則(昭和53年7月20日条例第20号)

この条例は、昭和53年8月1日から施行する。

附 則(昭和56年3月25日条例第18号)

この条例は、昭和56年6月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月16日条例第31号)

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則(平成4年3月25日条例第29号)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成5年3月29日条例第22号)

1 この条例は、平成5年7月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成7年10月18日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年10月25日条例第39号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年1月1日から施行する。

(改正前の条例で指定された有害がん具類又は有害器具類に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第10条第1項の規定により有害がん具類又は有害器具類として指定されているがん具類又は器具類は、改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第10条第4項に規定する有害がん具類等とみなす。

(図書類又はがん具類等に係る自動販売機等の届出に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に青少年入場禁止場所(改正後の条例第9条の2第3項に規定する青少年入場禁止場所をいう。以下同じ。)以外の場所に設置されている自動販売機等(改正後の条例第10条の2に規定する自動販売機等をいう。以下同じ。)により図書類(改正後の条例第3条第4号に規定する図書類をいう。以下同じ。)又はがん具類等(改正後の条例第3条第5号に規定するがん具類等をいう。以下同じ。)の販売又は貸付けの業を行っている者については、改正後の条例第10条の3第1項に規定する自動販売機等による図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行おうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成9年2月28日までに」とする。

(テレホンクラブ等営業に関する経過措置)

4 この条例の施行の際現にテレホンクラブ等営業(改正後の条例第3条第7号に規定するテレホンクラブ等営業をいう。以下同じ。)を営んでいる者(以下「既存業者」という。)については、改正後の条例第13条第1項に規定するテレホンクラブ等営業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成9年2月28日までに」とする。

5 前項の規定により平成9年2月28日までに改正後の条例第13条第1項の規定による届出をした既存業者については、改正後の条例第13条の2第1項の適用の際現に改正後の条例第13条第1項の規定による届出をしてテレホンクラブ等営業を営んでいる者とみなして、改正後の条例第13条の2第2項の規定を適用する。

6 この条例の施行の際現に自動販売機(青少年入場禁止場所以外の場所に設置されている自動販売機を含む。)による利用カード(改正後の条例第3条第8号に規定する利用カードをいう。以下同じ。)の販売の業を行っている者については、改正後の条例第13条の5第1項に規定する自動販売機による利用カードの販売の業を行おうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成9年2月28日までに」とする。

7 前項の規定により平成9年2月28日までに改正後の条例第13条の5第1項の規定による届出をした利用カードの販売の業を行っている者が青少年入場禁止場所以外の場所に設置している自動販売機については、平成9年3月31日までの間は、改正後の条例第13条の4第3項本文の規定は適用しない。

8 この条例の施行の際現に表示されているテレホンクラブ等営業所の名称等(改正後の条例第13条の6第1項に規定するテレホンクラブ等営業所の名称等をいう。)に係る広告物(改正後の条例第3条第6号に規定する広告物をいう。)については、平成9年2月28日までの間は、改正後の条例第13条の6第1項本文の規定は適用しない。

附 則(平成10年10月27日条例第41号)

この条例は、平成10年11月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第33号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年10月26日条例第52号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成11年10月規則第70号で、同11年11月1日から施行)

附 則(平成12年3月21日条例第31号)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの条例による改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年12月25日条例第63号)

- 1 この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第52号)の施行の日から施行する。ただし、第9条第4項第1号の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年10月18日条例第56号)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正後の静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第5号に規定する自動販売機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して販売をすることができるものに限る。)又は同条第6号に規定する自動貸出機(電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して貸付けをすることができるものに限る。)により改正後の条例第10条の3第1項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行っている者については、同項に規定する図書類又はがん具類等の販売又は貸付けの業を行おうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「あらかじめ」とあるのは「平成19年4月30日までに」とする。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成19年10月19日条例第69号)

この条例は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成21年3月17日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。  
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(静岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)
- 3 静岡県事務処理の特例に関する条例(平成11年静岡県条例第56号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年12月28日条例第56号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成27年12月25日条例第64号)

この条例は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)の施行の日(平成28年6月23日)から施行する。ただし、第1条中静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例第16条第3項第4号の改正(「第1条の3」を「第1条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月28日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月27日条例第58号)

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日条例第30号)

この条例は、令和2年7月1日から施行する。ただし、第10条の6の改正は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月29日条例第21号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第4号、第9条、第11条、第18条、第19条及び第21条の改正は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日までの間における改正後の第3条第1号の規定の適用については、同号中「達するまでの者」とあるのは、「達するまでの者(民法の一部を改正する法律(平成30年法律第59号。以下「改正法」という。)による改正前の民法(明治29年法律第89号。以下「旧法」という。)第753条の規定により成年に達したものとみなされた者及び改正法附則第3条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第753条の規定により成年に達したものとみなされる者を除く。）」とする。

附 則(令和5年3月29日条例第14号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第9条、第12条の2関係)

(追加〔平成8年条例39号〕、一部改正〔令和4年条例21号〕)

(1) 姿態

全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次のいずれかに該当するもの

- ア 大たい部を開いた姿態
- イ 陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- ウ 愛ぶの姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 緊縛の姿態

(2) 行為

性交又は性交類似行為で、次のいずれかに該当するもの

- ア 男女の性交又はこれを連想させる行為
- イ ごうかんその他のりよう辱行為
- ウ 同性間の行為
- エ 変態性欲に基づく行為